

令和 8 年

郡山市教育委員会

3月定例会議事録

令和8年 郡山市教育委員会 3月定例会議事録

日 時 令和8年3月27日(金) 午後1時

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教育長 早崎保夫 教育長 藤田浩志
職務代理者

委 員 阿部亜巳 委 員 見越大樹

委 員 佐々木貞子 委 員 間桃子

出席者 教育総務部長 渡部洋之
学校教育部長 二瓶元嘉
教育総務部次長兼総務課長 武田正俊
学校教育部次長((併)こども部次長) 宗形直美
こども部次長((併)学校教育部次長) 伊藤克也
生涯学習課長 吉成和弘
中央公民館長 片平力也
中央図書館長 若穂 豊
美術館長 永山 多貴子
学校教育推進課長 佐藤 崇史
教育研修センター所長 吉田 圭輔
総合教育支援センター所長 石井 研也
文化振興課長 橋本 徹
学校管理課主幹兼管理主事 宮城 裕樹
教育総務部総務課長補佐 鹿俣 洋
学校教育部学校管理課長補佐 阿部 義登
教育総務部総務課総務管理係長 安彦 直人

書 記 鈴木基裕

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 10 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）

議案第 11 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）

議案第 12 号 郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

議案第 13 号 郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

議案第 14 号 郡山市図書館条例施行規則の一部改正について

議案第 15 号 郡山市立美術館条例施行規則の一部改正について

議案第 16 号 郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第 17 号 郡山市指定重要文化財の指定について

議案第 18 号 郡山市文化財保護審議会への諮問について

報告第 1 号 専決処分事項の報告について（人事）

報告第 2 号 専決処分事項の報告について（校長未満人事）

報告第 3 号 専決処分事項の報告について（訓令）

5 そ の 他

（1）第五次郡山市子ども読書活動推進計画について

（2）令和 7 年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力、発育の現状について

（3）令和 7 年度通学路合同点検実施箇所等について

6 閉 会

教 育 長

本日は、傍聴人はおられません。

只今から、郡山市教育委員会令和 8 年 3 月定例会を開会いたします。

本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。

はじめに、令和 8 年 2 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見はございますか。

（なし）

教 育 長

それでは、これより採決いたします。

令和 8 年 2 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

御異議なしと認め、そのように決しました。

教育長報告として、私から2点報告させていただきます。

1点目は、本市立中学校におけるいじめ事案についてです。本市においては、いじめはいかなる理由があっても許されない行為という認識の下、いじめの未然防止、絶無に全力を尽くして取り組んでまいりました。過日、松本洋平文部科学大臣が閣議後の記者会見において、本市のいじめ事案について見解を述べられました。本市におきましては、今後におきましてもいじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に沿って、今まで以上に丁寧に、生徒や保護者、関係者に寄り添った対応をしてまいりたいと思っています。今回は中学校でのいじめ事案ということですが、中学生はまだ成長途上であります。心身ともに未熟な時期であり、多くの失敗、過ちを犯し、その都度反省し二度とそういうことを起こさないようにといった自覚を持ち、反省を繰り返しながら少しずつ大人に成長していくということになります。学校関係者はじめ教育委員会等、子どもたちの周りにいる私たち大人は、そういった子どもの成長をサポートするという重要な役割があります。しかし、今回そのような教育的なアプローチではこの事案を解決に導けなかったことは残念なことであります。今後第三者委員会が開催され、その中でいろいろ調査がされると思います。第三者委員会の初期の目的が達せられることはもちろん、併せて長い時間がかかるかもしれませんが、可能であれば子どもたちの関係性が本事案が起こった2024年の4月以前に戻り、融和が図られることも希望しています。本市におきましては、今後においても、いじめの絶無に全力で取り組んでまいります。

2点目は、3月郡山市議会定例会についてです。教育委員会に合わせて29本の質問が寄せられています。台北市政府との覚書の締結等教育行政全般にわたって質問がされました。我々はそれらの質問をしっかりと真摯に受け止めて今後の教育行政に生かしていきたいと考えています。以上が私からの報告となります。

教 育 長

続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(人事)」、議案第11号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(校長人事)」、議案第12号「郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」、議案第

13号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、議案第14号「郡山市図書館条例施行規則の一部改正について」、議案第15号「郡山市立美術館条例施行規則の一部改正について」、議案第16号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、議案第17号「郡山市指定重要文化財の指定について」、議案第18号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」、報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」、報告第2号「専決処分事項の報告について（校長未滿人事）」、報告第3号「専決処分事項の報告について（訓令）」以上、議案9件及び報告3件が提出されております。

また、その他として、(1)「第五次郡山市子ども読書活動推進計画について」、(2)「令和7年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力、発育の現状について」、(3)「令和7年度通学路合同点検実施箇所等について」以上、3件が提出されております。

はじめに、議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」であります。報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」と関連することから、一括して議題といたします。

それでは、「議案第10号」及び「報告第1号」の事務局の説明を求めます。

総務課長

令和8年4月1日付け、郡山市教育委員会課長相当職以上の人事異動について、緊急に処理する必要があり、委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、郡山市教育委員会教育長事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時代理による処理を行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。部長相当職が4名、部次長相当職が2名、課長相当職が12名、合計18名の異動となります。

報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」についてですが、郡山市教育委員会課長相当職未滿の人事異動について、郡山市教育委員会教育長事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が専決処分いたしましたので、報告するものであります。課長補佐相当職18名をはじめ、計73名の異動となります。なお、詳細については、内示書を御覧ください。説明は以上です。

教育長

説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長

それでは、これより採決いたします。

「議案第10号」及び「報告第1号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

御異議なしと認めます。よって、「議案第10号」及び「報告第1号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第11号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(校長人事)」についてであります。こちらの議案についても報告第2号「専決処分事項の報告について(校長未満人事)」と関連することから、一括して議題といたします。

それでは、「議案第11号」及び「報告第2号」の事務局の説明を求めます。

学校管理課主幹

議案第11号「臨時代理による処理の承認を求めることについて」であります。市内校長の人事異動について、緊急に処理する必要があり、事務委任規則第5条第1項の規定により臨時代理の処理をいたしましたので報告し、承認を求めるものであります。それでは概要について説明いたします。

校長異動状況については、小学校での転出等は、役職定年・特例任用・退職18名、市外へ転出3名、行政へ転出1名、合計22名です。転入等は、他市町村から転入1名、行政から転入3名、特例任用校長13名、市内副校長から昇任1名、市内教頭から昇任2名、行政から昇任1名の合計21名です。なお、令和7年度末で河内小学校が閉校となることから、校長、教頭ともに転出者に対し転入者が1名減となっております。

次に、中学校での転出等は、役職定年・特例任用・退職11名です。転入等は、他市町村から転入1名、行政から転入2名、特例任用校長5名、市内義務教育学校から異動1名、市内副校長から異動1名、市内教頭から昇任1名の計11名です。

義務教育学校は、転出等は市内中学校への異動1名、転入等は、市内小学校副校長からの異動1名です。

次に、報告第2号「専決処分事項の報告について(校長未満人事)」について御報告いたします。副校長異動状況についてであります。小学校での転出は、市内校長へ異動2名、転入は、市内教頭から昇任1名、

行政から昇任1名です。中学校での転出は、市内校長へ異動1名、転入は行政から昇任1名です。義務教育学校での転出は、市外校長へ異動1名、転入は、市内教頭から昇任1名です。教頭異動状況についてであります。小学校での転出等は、役職定年・退職3名、他市町村へ転出1名、市内他校種へ異動1名、校長・副校長へ昇任5名の合計10名です。転入等は、他市町村から転入2名、市内主幹教諭から昇任3名、市内教諭から昇任1名、他市町村から昇任3名の合計9名です。

中学校での転出等は、役職定年・退職1名、他市町村へ転出1名、行政へ転出2名、市内他校種へ異動1名、校長への昇任2名の合計7名です。転入等は、他市町村から転入2名、市内他校種から異動2名、主幹教諭から昇任1名、市内教諭から昇任1名、行政から昇任1名の合計7名です。

義務教育学校は、転出等は、市内他校種へ異動1名、転入等は、市内他校種から異動1名です。ただいま説明いたしました異動の詳細な内容につきましては、議案書に資料を掲載いたしましたので、後ほど御覧いただければと存じます。

なお、市教育委員会の割愛職員人事につきましても掲載いたしましたので、併せて御確認ください。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

「議案第11号」及び「報告第2号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第11号」及び「報告第2号」については、原案のとおり決しました。

次に議案第12号「郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第12号「郡山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」御説明いたします。この規則の改正の要旨は、教育委員会又は教育

長が行った処分に対する審査請求先を教育委員会に統一するため所要の改正を行うものであります。改正内容は、教育長に委任する事務から審査請求を削除し、審査請求先を教育委員会に統一することです。この改正の背景は、現状では教育委員会が行った処分への審査請求と教育長が行った場合の審査請求の手続が異なっており教育長が審査請求先となる場合、第三者が参加する合議体組織の関与がなく、公正性等を確保できない恐れがあるためでございます。当該改正により合議体組織として教育委員会が関与することで、公正性や妥当性を確保することができ、また審査請求先を統一することで市民に分かりやすい仕組みとなります。施行期日は令和8年4月1日となります。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第12号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第12号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第13号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第13号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」ご説明いたします。改正の要旨は、多田野小学校堀口分校及び河内小学校の廃校に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備することです。改正の背景としましては、多田野小学校堀口分校と河内小学校を多田野小学校に統合する方針となったことから、令和7年郡山市議会9月定例会において郡山市立学校条例を改正し、令和8年3月31日をもって両校が廃校となることです。両校が廃校になることに伴う所要の改正を行うことで、条例と本市教育委員会規則との整合性を図ります。改正内容は、別表第3から多田野小学校堀口分校及び河内小学校を削除することです。また、別表第2の改正は、郡山市立西田学園義務教育学校共同調理

場の事務分掌に高倉小学校を加える改正になります。調理員の早期退職により、令和7年度から親子給食の子校として委託に変更しました。現状に合わせこの時期に改正することになりました。施行期日は令和8年4月1日、別表第2の改正規定は公布の日となります。説明は、以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第13号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第13号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第14号「郡山市図書館条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

中央図書館長 議案第14号郡山市図書館条例施行規則の一部改正について御説明いたします。まず改正の要旨でございます。市民サービスの向上を図るため、団体の貸出冊数、館内整理日等を見直し、かつ、市内全図書館について特別整理期間を新たに設けることに伴い、所要の改正を行います。今回の改正のポイントにつきましては、4つございます。

1つ目は、中央図書館の館内整理日の変更でございます。中央図書館では、毎月末日を館内整理日として休館し、新聞や展示替え等の月次作業を行っております。現行では毎月末日月曜日を除くとなっておりますが、こちら利用者が多い、特に子連れの皆さんが多い土曜日日曜日祝日が末日であれば閉館をしているという状況になっておりました。今回の改正に当たりまして、土日祝日は休館しないよう、毎月末日の月曜日を除く平日といたしまして、多くの方々に御利用いただきたいと考えております。なお令和8年度に関しましては、4回ございます。5月、10月、1月、2月は次の週の火曜日に月末休館日を移動するということとなります。

2点目は、年末年始の休館日の変更でございます。現行では、12月28日に職員は出勤しているのですが、この日は年末年始の休館という扱いにしておりました。先ほど申し上げました月末の管内整理日の変更に合わせて制度の整合性をとるといようなことから、12月の館内整備日を28日とするという改正をいたします。12月28日は館内整備日という扱いにいたしますので、月末休館は12月29日からいたします。また、現状では、年末年始の休館は1月4日までということになっております。こちら10年に1度、1月4日が月曜日になるというようになりまます。月曜日は図書館の職員が休暇のため、これまでは職員が休日出勤をして大量の返却本等の対応を行ってまいりました。働き方の改革ということで、10年に1度は1月5日までを休館とさせていただきます。

3点目は、蔵書点検実施に伴う特別整理期間の設定でございます。こちら多くの図書館では、毎年蔵書点検というものを実施しております。いわゆる棚卸しでございます。図書館法に基づき資料の収集整理保存を行う目的でございます。県内13市中12市は毎年実施しているものでございます。例示として、いわき市は84万冊で2週間、白河市は43万冊で2週間、福島市は88万冊で8日間の特別整理期間を設けております。本市図書館では蔵書点検は5年に1度しかやっていなかったというようございませう。直近で申しますと昨年の9月に実施をいたしまして、それが5年ぶりということでございます。通常では日常の配下作業で努力しておりますが、どうしても資料の探索に時間がかかったり、本が見つからないこともございませう。令和8年4月から図書館条例を改正いたしまして、図書資料の長期未返却者に対する館外利用の処分停止を行うというようございませう。さらなる蔵書点検の重要性が高まるといことで、令和8年度から特別整理期間を設け、原則として毎年度蔵書点検を実施したいと考えております。閑散期特の1月から2月の間の10日もしくは14日程度を臨時休館ということにさせていただきたいと考えております。

4点目は、貸出団体の定義及び貸出冊数の変更でございます。現行といたしまして組織の大小に関わらず、1団体300冊以内ということになっておりました。課題として、組織の大小に関わらず300冊を借りることができる、そして分館等でも300冊貸してくれと言われたら断る理由がないという状況になっておりました。改正後といたしましては、団体の規模に応じた貸出冊数を設けさせていただきます。説明は以上です。

教 育 長

説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
 「議案第14号」については、原案のとおり決することに、御異議ござ
 いませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第14号」については、原案のと
 おり決しました。
 次に、議案第15号「郡山市立美術館条例施行規則の一部改正について」、
 事務局の説明を求めます。

美 術 館 長 議案第15号郡山市立美術館条例飛行機局の一部改正についてご説明を
 させていただきます。改正の趣旨でございますが、美術館の休館日につ
 いて規定を整備する改正を行うこととなります。現行の美術館の休館日
 は、定例の休館日を毎月曜日と定めております。ただし、この月曜日が
 国民の祝日にあたる場合には、その翌日を休館日としておりました。近
 年ゴールデンウィーク、シルバーウィーク等で月曜日に続きまして火曜
 日またそれ以降の曜日も継続して休日になるというようなケースがあ
 り、これまでそうした場合には開館するために、教育委員会が必要と認
 めたときというような形で運用してまいりました。今回の改正は、休館
 日に関する規定を明確にすることです。改正の内容といたしましては、
 休館日の規定を、月曜日その日が国民の祝日に関する法律に規定する休
 日に当たるときはその翌日以降の日で休日でない直近の日とするとい
 うふうに改め、実際の運用と合うように整備をするものでございます。こ
 の改正により、休館日に関する規定が明確になり、運用の統一化が図ら
 れるというふうに考えてございます。以上で説明を終わります。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
 「議案第15号」については、原案のとおり決することに、御異議ござい

ませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第15号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第16号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

文化振興課長 議案第16号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」御説明いたします。現在文化財保護に関しましては、本規則により郡山市長が補助執行により処理しているところですが、この度、当該規則に定める特定専決事項の整理を行うものでございます。改正の背景といたしましては、現行の規則では重要文化財等の各種変更に関する届出の受理を課長専決にすると定めておりますが、規則第3項によりまして、補助執行に関する事務の決裁は、郡山市教育委員会事務決裁規程に従い処理することとなっております、現在定めております届出の受理も当該規程に基づき処理することとなりますので、届出の受理に関する規定を削除させていただきたいと考えております。併せまして、文化財保護法施行令において、国指定重要文化財等に係る軽微な現状変更等の許可、取消、停止命令について、市教育委員会が行うこととなっております。取消等に対する対象案件は、文化財保護法施行令に具体的に列挙されておりますので、こちらを課長専決として定めさせていただきたいと考えております。改正内容を御覧ください。現在定めております各種変更等の届出受理の内容を削除しまして、文化財保護法施行令に基づく軽微な現状変更等の許可、取消、停止命令について課長専決とすることを定める内容となっております。令和8年4月1日の施行とさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第16号」については、原案のとおり決することに、御異議ござい

ませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第16号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第17号「郡山市指定重要文化財の指定について」、事務局の説明を求めます。

文化振興課長 議案第17号「郡山市指定重要文化財の指定について」御説明いたします。本件につきましては、11月の定例教育委員会において、正直古墳群に関する諮問の議決をいただき、郡山市文化財保護審議会における審議が終了し、3月5日に当審議会から教育長へ答申がありましたので、その内容をお受けいたしまして、郡山市指定重要文化財の史跡として指定するものでございます。この正直古墳群につきましては、田村町の正直に所在しておりまして、国指定史跡の大安場古墳と谷田川を挟んだ対岸に位置しております。過去の調査による主な出土品及び調査経緯については、後ほど御覧いただければと思います。文化財保護審議会からの答申では、正直古墳群は古墳が継続して築造され続けたことが分かる東北でも稀な事例であるということだけではなく、本市の古墳時代を研究する上で重要な遺跡でありまして、郡山市にとって重要、貴重な文化財と考えられることから郡山市指定史跡として指定することが相当であるとの結論をいただいたところでございます。この度、この答申を受けまして郡山市指定史跡として指定することにより、本文化財を後世へ引き継いでいきたいと考えております。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第17号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第17号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第18号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」、事務局の説明を求めます。

文化振興課長 議案第18号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」御説明いたします。令和8年3月3日付けで郡山市文化財指定等申請書の提出がありました福山町久保田にございます阿弥陀寺の板碑についてでございます。板碑とは、日本の仏教文化特有のものでございまして、鎌倉時代から室町時代にほぼ限定される考古資料でございます。この度、指定申請提出に先立ち所有者から御相談がありまして、専門家による調査を進めてまいりました。その結果、阿弥陀寺の板碑の中には鎌倉時代後期のものが4期ほどありまして、この地域における鎌倉時代の仏教文化を知る上で貴重なものであるといった調査結果を御意見としていただいたところでございます。また、富久山町久保田には、鎌倉時代の主要街道である奥大道が通っておりまして、その沿線にあった富久山町久保田地区の隆盛を伺うこともできる貴重な歴史資料であるということでございました。この結果を踏まえまして、郡山市指定文化財候補として貴重なものであることが確認できましたので、郡山市文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき郡山市文化財保護審議会へ諮問を行うものでございます。説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

「議案第18号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第18号」については、原案のとおり決しました。

次に、報告第3号「専決処分事項の報告について(訓令)」、事務局の説明を求めます。

総務課長

報告第3号「専決処分事項の報告について(訓令)」に関する「郡山市教育委員会職員倫理規程の制定について」御説明いたします。制定の要旨としましては、職員の行動規準を明確にするとともに、不祥事の発生を 방지、市民からの信頼を維持、確保するため、市長部局の例により倫理規程を制定するものです。制定の背景としましては、国においては、公務に対する国民の信頼を確保することを目的に「国家公務員倫理法」「国家公務員倫理規程」が制定され、2000年4月から施行されました。福島県においては、「国家公務員倫理法」の施行を受け「福島県職員倫理条例」「福島県職員倫理規則」が制定され、2000年12月から施行されております。当該制定の目的としましては、他自治体における制定状況や本市において不祥事等が生じている状況を踏まえ、職員の行動規準を明確にするとともに、不祥事の発生を防止、公務に対する市民からの信頼を維持、確保するため倫理規程を制定するものであります。当該制定により、不祥事の発生の防止が図られ、市民からの信頼を維持、確保することができるものと考えております。主な内容としましては、倫理行動規準、利害関係者との間における禁止行為、利害関係者以外の者等との間における禁止行為、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止を規定しております。施行期日は、令和8年4月1日となります。

次に「郡山市教育委員会の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の制定について」御説明いたします。制定の要旨としましては、職員の職位に応じた役割の明確化を図り、昇任や評価の客観性を高めるため必要な標準職務遂行能力を定めるものです。制定の背景としましては、標準職務遂行能力は、地方公務員法において採用試験、昇任、降任、転任及び人事評価における評価手法として判断に必要とされており、本市では「郡山市人財育成基本方針(平成29(2017)年度改訂)」において「求められる能力と役割」として定めております。当該制定の目的としましては、標準職務遂行能力を設定することで職員の職位に応じた役割の明確化を図り、昇任や評価の客観性を高めるものであります。当該制定により、職位ごとの求められる能力を定めることで、職員がキャリアデザインを描きやすい環境をつくるものと考えております。主な内容としましては、標準的な職及び標準職務遂行能力を定めております。参考までに市長部局の規程を掲載しておりますが、別表2に職位ごとの標準職務遂行能力について規定しております。施行期日は、令和8年4月1日となります。

次に、「郡山市教育委員会事務局等職員の時差勤務に関する規程の一部

改正について」御説明いたします。改正の要旨としましては、時差勤務記録簿（別記様式）を改正するものです。改正の内容につきましては、次のページを御覧ください。現在の時差勤務記録簿には、休憩時間が正午から午後0時45分までと定められている場合における時差勤務の勤務時間及び休憩時間の記載がありませんでしたので、明記するものです。また、時差勤務の取得事由をシステムに合わせて不要としたことから、時差勤務記録簿からも削除するものです。施行期日は、令和8年4月1日となります。

次に、「郡山市教育委員会公文書管理規程について」御説明いたします。制定の要旨としましては、郡山市公文書管理条例第10条の規定に基づき公文書の適正な管理に関し必要な事項を定めることとなります。制定の背景といたしましては、令和6年4月1日付で条例が施行となったところでございますが、教育委員会で従前から運用している郡山市教育委員会事務局等文書等取扱規程は、文書の取扱いについては定めているものの条例に即して公文書の適正な管理を推進するため複数の規定を追加する必要がありますことから廃止するものとし、本訓令において新たに規定を制定するものという形です。当該制定は、公文書の適正な管理を図るため公文書の作成、公文書ファイル管理簿等、その他必要な事項を定めることを目的としております。施行期日は令和8年4月1日となっております。説明は以上となります。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 郡山市教育委員会職員倫理規程は、今回郡山市で独自に制定するという理解でよろしかったでしょうか。

総 務 課 長 県では平成12年から条例等を制定しておりました。郡山市としては、研修等の機会におきまして、本県としての行動規範等について検証を行い、個人の倫理観の向上を図ってきたところではございますが、今回規程を制定することといたしました。

教 育 長 その他、委員の皆様、質問等ございますか。

見 越 委 員 郡山市教育委員会事務局等職員の時差勤務に関する規程の一部改正についてですが、改正後の様式には「事由」欄が削除されております。理由は問わなくなったのでしょうか。

総務課長 改正後は、取得事由を問わないことといたしました。

教育長 その他、委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。

「報告第3号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、「報告第3号」については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。はじめに、(1)「第五次郡山市子ども読書活動推進計画について」事務局の説明を求めます。

中央図書館長 第五次郡山市子ども読書活動推進計画の概要について御説明いたします。こちらは今年1月の定例会議で概要を御報告させていただきました。その後パブリックコメントを2月3日から3月4日まで実施いたしましたが、御意見等はございませんでした。併せて3月19日に郡山市図書館協議会にかけまして承認を頂戴しました。この計画に関しましては今年の4月から5年間、子どもの読書活動に関する様々な施策に反映していくという状況でございます。以上報告でございます。

教育長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教育長 次に、(2)「令和7年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力、発育の現状について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課主幹 令和7年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力、発育の現状について、資料のとおりとりまとめましたので後ほど御覧いただければと存じます。また、「令和8年度体力向上推進構想」を、策定いたしました。

「子どもの健康日本一」を目指し、体づくり、生活習慣づくり、健康づくりの三本の柱に基づき、各学校、各家庭、関係機関と連携しながら、記載の各種取り組みを実施してまいります。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 この資料の中にある二重跳びのやり方、速く走る方法等の資料は、児童生徒にも配布するのでしょうか。

学校管理課主幹 本市に教材作成委員という組織がございまして、この組織で動画の資料等を作成しています。児童生徒もこの動画を閲覧できる状況になっております。

阿 部 委 員 授業等を通じて、児童生徒に伝えるということでしょうか。

学校管理課主幹 授業の中で活用したり、日常の中で子どもたちが自分で活用したり、いろいろな形で学校が活用しております。

阿 部 委 員 私も子どもの頃にこのような動画を見ておきたかったと思いました。ぜひ活用していただければと思います。

学校教育部長 こちらは、昔から取り組んでいるものでございまして、更新しております。学校によっては、拡大したものを体育館等に掲示し、子ども達に伝えております。体育の授業中に実技を交えて説明することもあります。中学校は体育の先生が中心になって授業を行いますが、小学校についてはいろいろな先生が行いますので、その先生方もやりやすいようにこの資料を作っています。先生方にも、子どもたちにも目に見えるようにして活用しているというところがございます。

教 育 長 その他、委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、(3)「令和7年度通学路合同点検実施箇所等について」事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長

今年度も国、県、道路管理者、警察、地域の関係団体の皆様等の御協力をいただきまして通学路の合同点検を実施しております。今年度につきましては、21校から35箇所の点検要望がございまして、全ての箇所を点検しております。35箇所のうち新規の点検箇所が32箇所、再点検箇所が3箇所、平成27年度からの累計点検箇所は854箇所となっております。また、今年度の対策箇所は41箇所、3月末までに歩行者注意等の路面表示、交差点のカラー化、グリーンベルトやラバーポールの設置等累計で771箇所の対策を行っているところです。説明は以上です。

教 育 長

説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長

本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長

事務局から他にありますか。

(なし)

教 育 長

以上で郡山市教育委員会令和8年3月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後1時56分